

鳥取県福祉相談センターだより

福祉相談センターは、中央児童相談所と婦人相談所を統合した機関です。

No. 33

発行：平成27年1月

鳥取県福祉相談センター

鳥取市江津 318-1

TEL:0857-23-1031

FAX:0857-21-3025

メール：fukushisodan@pref.tottori.jp

鳥取県福祉相談センター

鳥取県中央児童相談所

鳥取県婦人相談所

ネットに奪われる子どもたちの現状！～こども相談現場から～

1 昨今のスマートフォン（スマホ）事情

突然ですが、あなたのお子様は、スマートフォンをお持ちですか？または、インターネットにつながるゲーム機や音楽プレーヤーをお持ちではありませんか…？

今回はそのような便利で楽しい機器に潜む、子どもたちにとっての大きな危険について特集します。

スマートフォンは、通話やメールの他に、用途や趣味などに合わせて“アプリ”と呼ばれるソフトをインストールし、自由自在にカスタマイズすることができます。高性能かつ多機能で使い勝手の良いスマートフォンは、日常生活において大変便利なツールで、話題性と急速な普及（※日本のスマートフォン保有率は平成26年3月時点で53.5%）により、高校生だけでなく、中学生以下の子どもたちにも利用が広がっています。

※総務省発表の情報通信白書より



ゲーム、音楽や動画（画像）の視聴、LINE（※）（ライン）、Facebook（フェイスブック）やTwitter（ツイッター）などのSNS（※）の利用など、様々なことができる！

とにかく便利。
でも無限の危険性あり。

しかし高性能で多機能だからこそ、有害サイトの閲覧やそれをきっかけとした加害・被害、SNSを通じた見知らぬ人との出会いによる被害、個人情報の流出、料金の高額請求、友達同士のトラブルなど、スマートフォンを利用することによる様々なリスクもあります。

“自分には関係ない”、“自分の子どもは大丈夫”だと思っていないですか？

県教育委員会やPTAなど教育関係機関では、子どもとケータイ、スマートフォンとの関わり方について、様々な取り組みが行われています。

福祉相談センターにおいても、保護者や子どもたち本人から様々な相談を受けている中で、最近では、スマートフォンやオンラインゲームをめぐる問題が急増していると感じています。

※LINE（無料通話・チャットソフト）

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス。フェイスブックやツイッターなどの誰でも参加できる交流サイト。）

2 スマートフォンやゲームの影響を受ける子どもたちの事例

数分おきに友達からLINEのメッセージが届く。
すぐ読んで返信しないと、無視されたり、仲間外れにされたりする。
だから授業中も、食事の時も、トイレの時も、お風呂の時も、寝る時もスマートフォンが手放せない。
深夜もメッセージの着信音が鳴る…。苦しい…。



SNSを通じて出会った男性と仲良くなり、会ってみた。
でもその後、「家に行くぞ」、「写真をばらまくぞ」と脅されて…。
もう1度だけならと思って会った時、性的被害を受けた。
親や友達には相談できない…。

友達と喧嘩して、掲示板に何気なくその友達の悪口を書いたら、その後、自分の悪口がどんどん書かれるようになった。
僕の実名や学校名も書かれているけど、誰が書いているのかわからない。もう学校に行くのが怖い…。



オンラインゲームにはまった。起きている時はずっとゲームをしていて、高校もアルバイトもやめた。今は、外出もほとんどしない。
この前、文句を言うお母さんを殴ってしまった…。
でも、まあいいか。ゲームのことしか考えたくないや。

3 ネット依存の悪影響いろいろ

日本小児科医会は、乳幼児にスマートフォンやタブレットで長時間遊ばせる行為は、健全な発達を妨げる恐れがあるとし注意を呼びかける活動を開始しています。各種依存症の治療を専門に行う国立病院機構久里浜医療センターでは、平成23年に「ネット依存外来」を新設し、多くの患者さんが治療に訪れています。久里浜医療センターによると、男子で多いのが、オンラインゲームへの依存だそうです。オンラインゲームは参加者の間で競争して称賛や敗北があり、飽きさせないように設計されています。参加者の自制心が弱ければズルズルとやめられなくなります。女子では、特にスマートフォンへの依存が増大しているようです。LINEやゲーム、ツイッター、掲示板などを継続してやるので、スマートフォンを手から放せなくなってしまうのです。

ネット依存症の子どもたちが合併している問題は、身体面、心理面、社会面と広範囲に渡っています。そしてそれらの問題は相互に関係し合い、子どもたちの問題を根深く深刻なものにしています。以下に、ネット依存によって悪影響を受ける可能性が考えられる事項を、領域ごとに挙げてみました。

【身体面】

- IT 機器が発するブルーライト ➡ 視力低下、睡眠の質の低下
- 運動不足、不規則・不十分な食事 ➡ 生活リズムや栄養状態の乱れ



【心理面】

- 心理的依存 ➡ スマートフォン等が手放せなくなり、他の活動に支障をきたす。
- ストレスや不安への耐性が低下 ➡ イライラしやすくなったり、嫌なことに向き合えなくなる

【社会面】

- 対人コミュニケーション、実体験の不足 ➡ 社会性、規範意識などの未成熟
- 昼夜逆転の生活 ➡ 遅刻・居眠りの増加、登校のし辛さ、引きこもりがちに
- 興味関心の狭さ ➡ 学業やその他の活動、進路に影響
- 親がインターネットの使用を規制、注意 ➡ 家族の不和、反発、家庭内暴力
- 見知らぬ人と簡単に繋がる ➡ 非行少年等が容易にグループ化、いろいろな犯罪被害に遭う
- LINE など、すぐに応答しなければ… ➡ いじめ
- 授業中もスマホ ➡ 成績低下



4 平成26年10月1日、鳥取県青少年健全育成条例が改正されました！

少子化で小中学生が毎年減少する中で、いじめ、不登校の問題は増加してきています。また、子どもの問題も多様化してきています。この内のかなりの割合にネット関連の問題が潜んでいると考えられます。平成25年、厚生労働省の研究によるとネット依存の中高生は全国で51万8千人と推計されています。

※平成24年度厚生労働科学研究費補助金研究事業「未成年の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」

(研究代表者・大井田 隆 (日本大学教授)) から

このような現状に対し、平成26年、鳥取県は青少年健全育成条例の改正を行い、子どもたちのインターネットの利用に関して、より一層の留意をすることを保護者の努力義務と決めました。

【改正の概要の一部】

- (1) 保護者は、その監護する青少年の年齢等に応じ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとること）を適切に行うよう努めなければならない。
 - (ア) インターネットを利用できる時間及び場所を制限し、保護者がインターネット利用の状況を把握すること。
 - (イ) 保護者が同意した機能に限りインターネットを利用できるようにすること。
 - (ウ) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止すること。
 - (エ) その他青少年のインターネットの利用を制御することができる措置
- (2) 保護者及び学校その他青少年の育成に携わる者は、青少年が適切にインターネットによる情報発信を行う能力を習得するよう努めなければならない。

※鳥取県青少年健全育成条例から抜粋



子どもにスマートフォンやインターネットをさせる場合には、親が子どもと、いくつかの大切な約束をしておくことで、子どもの使用状況をコントロールすることが大切です。

【子どもにスマートフォンを持たせる場合の約束の例】

- スマートフォンは、保護者がフィルタリングの設定をします。
- 夜9時以降はスマートフォンをしません。スマートフォンはリビングに置いて寝ます。
- メル友やブログなどネット上の活動は保護者の知る範囲で行います。新しい繋がりは随時紹介します。
- 家族で一緒にいる時、電車やバスなどでの移動中、会話中などは、スマートフォンを利用しません。
- スマートフォンに依存しすぎないように、使わない日を定期的に決め、それを守ります。
- 友達との関係をスマートフォンに頼りません。また、友達の悪口を書いたりはしません。
- 自分や他人の個人情報や写真をネット上に公開しません。
- スマートフォン、インターネットに関して問題が起こった場合、隠し事をせず親に何でも相談します。
- これらの約束が守られない場合、段階的に利用を制限・禁止します。



5 おわりに

インターネットには、もちろん利点もたくさんあります。子どもたちにしても、全くインターネットを利用しないで生きていくという事は非現実的です。

「インターネット・リテラシー」という言葉があります。これは、インターネットなどの情報ネットワークを正しく利用する能力のことです。基本的には、ネットワークにアクセスし、自分が欲しい情報を入手する能力や、それが正しい情報かどうかの判断をする能力などのことを言います。また、出会い系サイトやオークション詐欺などのネット絡みのトラブルに巻き込まれないために自分を守る能力のことでもあります。

国や県も、子どもたちを取り巻くネット環境には大きな危機感を感じ、様々な施策を講じようとしているところです。私たち福祉相談センターも、子どもたちの様々な問題に対して相談・支援を行っていますが、スマートフォン、インターネットが関わる問題については、効果的な支援を行うのが困難であるというのが現状です。

何よりも、子どもたちを守るのは、まずは保護者であるという認識が大切です。子どもたちがインターネットを適切に使用できる力「インターネット・リテラシー」を、家族との生活の中で育ていけるよう、フィルタリングやウィルス対策、約束をするなどのペアレンタルコントロールをしっかりと行うとともに、インターネットやスマートフォンなどとの適切な付き合い方について、親子で日常的に語り合ってほしいと思います。



一時保護所の取り組み

～季節の行事と環境構成～

一時保護所では、利用者の方に、より快適に過ごしていただけるよう心配りをしています。

とりわけ、外に出ることの少ない利用者の方に、季節の変化を感じて頂くため、七夕や海水浴、クリスマスなど、季節の行事を取り入れたり、毎月壁面飾りを変えたりして変化を持たせています。

児童食堂では、壁面飾りの中に季節の食材を取り入れ、子どもたちに関心を持ってもらえるようにしています。

～保護棟一階の壁面飾りの例～



～季節の行事の例～

- ☆ちまき作り
- ☆七夕 ☆海水浴
- ☆芋掘り
- ☆クリスマスケーキ作り
- ☆餅つき 等・・・



～取り組みへの反応～

「もう〇月ですね」「可愛いですね」等、声をかけて頂き、喜んでもらっています。

貼り替えの際に手伝ってくださる利用者の方もあり、職員と利用者の方とのコミュニケーションのきっかけにもなっています。

小物にもこだわってます♡

福祉相談センターでは、児童の相談、女性の相談を受け付けています。

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで（月～金）

土、日、祝祭日、年末年始は休みですが、児童虐待、DV被害に関することなど緊急の場合は24時間連絡を受け付けています。

福祉相談センター 0857-23-1031（代）
ファクシミリ 0857-21-3025

こども電話相談ダイヤル 0857-29-5460
女性電話相談ダイヤル 0857-27-8630